

資料1

燕市行政改革大綱 後期実施計画(案)

(平成24年度～平成27年度)

平成23年11月7日

燕市

も く じ

ページ

～ 第1章 計画策定にあたって～	・・・・・・・・・・	1
1. 計 画 の 位 置 付 け		
2. 計 画 の 期 間		
3. こ れ ま で の 取 組		
4. 計画策定にあたっての基本的な考え方		
5. 計 画 策 定 の 必 要 性		
～ 第2章 計画の推進項目と取組の目標～	・・・	5
1. 財 政 の 健 全 化		
2. 公 共 サ ー ビ ス の 向 上		
3. 組 織 風 土 の 改 革		
～ 第3章 実施項目（具体的な取組内容）～	・・・	9
1. 「財 政 の 健 全 化」に向けて		
2. 「公共サービスの向上」に向けて		
3. 「組織風土の改革」に向けて		
～ 第4章 行政改革実施による10年後の財政見通し～	・・・	21
1. 行政改革によって目指すべき財政の シミュレーション		
～ 第5章 計画の推進にあたって～	・・・・・・・・・・	23
1. 庁 内 推 進 組 織		
2. 市 民 等 の 意 見 の 反 映		
3. 計 画 の 進 捗 管 理		

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の位置付け

本市では、まちづくりを進めるうえでの車の両輪をなすものとして、市のすべての計画の中で最上位に位置付けられる「燕市総合計画」（以下、「総合計画」という。）と「燕市行政改革大綱」（以下、「大綱」という。）を策定し、市の目指す子どもたちが未来への夢や郷土への誇りを持てるような「日本一輝いているまち燕市」の実現に向けて各種施策に取り組んでいます。

これまで、平成 20 年度から平成 23 年度までを計画期間とする前期実施計画を定め、大綱の理念に基づき行政改革の着実な推進に取り組んできました。

本計画は、前期実施計画期間の終了及び燕市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、大綱の後期計画期間において行政改革を進めるにあたっての基本となる考え方や推進項目、具体的な取組内容を定めるものです。

2. 計画の期間

大綱の計画期間は、総合計画の計画期間と合わせて、平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間となっています。

8 年間の計画期間を前期と後期の各 4 年間に分け、このうち平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 カ年が後期実施計画の計画期間となります。

平成 23 年度をもって終了した前期実施計画の成果を活かし、行政改革のより一層の推進を目指します。

行政改革大綱と総合計画の計画期間

期 間	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
総合計画	基 本 構 想							
	前期基本計画				(後期基本計画)			
行政改革 大綱及び 実施計画	行政改革大綱							
	前期実施計画				(後期実施計画)			

3. これまでの取組

前期実施計画の期間中、各実施項目の進捗状況を所管課が評価し、その評価や進捗度合に基づいて取組の推進を図り、実施項目の見直しを適宜行ってきました。

また、学識経験者や市民で構成する「燕市行政改革推進委員会」を毎年度定期的に開催し、取組状況の報告や進捗状況についての提言をいただくなど、第三者の視点を取り入れながら行政改革の推進に取り組んできました。

その結果、定員適正化の着実な実施、職員のコスト意識の向上や時間外勤務の縮減など、一定の成果を上げてきました。

しかし、前期実施計画の中には今後も積極的に取り組むべき課題も残されており、さらには燕市を取り巻く状況の変化を踏まえた新たな課題に対応するため、更なる行政改革に向けた取組が必要となっています。

4. 計画策定にあたっての基本的考え方

(1) 大綱の4つの基本理念の継承

今後の行政改革を進めるにあたり、大綱の策定段階において市民検討組織「燕市まちづくり住民会議（100人委員会）」において協議を重ねて作り上げた4つの基本理念を継承します。

<4つの基本理念>

前例にとらわれない発想の大転換による財政の健全化と行政サービスの向上に努めます。

未来に向けた経営戦略を打ち立て、世界に誇れる魅力あるまちづくりを進めます。

市民と行政の役割分担を明確にし、市民とのパートナーシップを活かした魅力あるまちづくりを展開します。

市民活力と地域活力を最大限活かした、開かれたまちづくりを推進します。

第1章 計画策定にあたって

(2) 前期実施計画の実施項目の絞り込み

前期実施計画では、5つの大項目と22の中項目から成る推進項目を掲げ、そこに実施項目を加えた計画の体系は非常に多岐にわたるものとなっていました。

また、市民が主体のまちづくりを進めるための基本ルールとなる「燕市まちづくり基本条例」を平成23年4月1日から施行したことを受け、前期実施計画の推進項目の一つとしていた「パートナーシップを活かしたまちづくり」については、行政改革大綱の推進項目としてではなく、同条例を基軸に取り組むことで、市民の皆さんと地域の力を活かした協働のまちづくりを強力に推進していきます。

これらのことを踏まえ、後期実施計画においては、大きな方向性・基本となる部分をしっかりと吟味しながら、実施項目の絞り込みによって今後取り組むべき課題の重点化を図ります。

5. 計画策定の必要性

(1) 燕市を取り巻く状況

① 社会・経済情勢

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は我が国経済全体へ大きな影響を与えただけでなく、原発問題という非常に困難な問題を引き起こしています。電力不足など景気低迷が懸念される中、ものづくりのまち燕市の生産活動への影響など、先行きが不透明な状況にあります。

また、少子高齢化の進行と医療福祉等の義務的経費の増加は避けられない情勢であり、かつ、市町村には今後ますます自立と自己責任が求められ、各地方自治体がアイディアと実行力で競い合う時代が本格化します。

② 新庁舎における効率的な行政運営

現3庁舎は、いずれの庁舎も老朽化による維持補修費の増加や耐震性の問題などを抱えています。

また、分庁舎方式による行政運営では業務効率の面で支障をきたし、組織の縦割り傾向があるなどの課題があります。

これらの課題に対応するため新庁舎建設を進めるとともに、窓口サービスの抜本的な見直しなど、市民サービスの向上を図る必要があります。

(2) 燕市の財政状況

地域経済は引き続き先行きが不透明な厳しい状況が続いており、自主財源の根幹をなす税収は、経済情勢の悪化による個人住民税の減などによって今後大幅な増加は難しい状況にあります。

さらに、新市建設計画の推進による起債残高及び公債費の増加が見込まれる一方で、普通交付税算定に係る合併特例措置の終了に伴い、平成 28 年度から段階的に交付税額が減少することが確実となっています。

これまでの定員管理の適正化、給与水準の見直しなどに努めた結果、人件費に関し、平成 23 年は〇億円と、ピークの平成〇年度と比較して〇億円減少しています。

しかし、高齢化の進行や医療技術の高度化を背景に、医療福祉に関する経費の増加は避けられず、より一層効率的な財政運営に取り組まなければなりません。

①歳入・歳出（今後の財政見通し）

年末に国から示される地方財政計画を踏まえ、策定します。

②財政指標

平成 24 年度予算の編成に合わせて策定します。

- ・ 財政規模
- ・ 財政力指数
- ・ 地方債現在高
- ・ 実質公債費比率
- ・ 経常収支比率
- ・ 財政調整基金現在高 など

第2章 計画の推進項目と取組の目標

推進項目1. 財政の健全化

(1) 目標

健全な財政運営を進めるため、職員のコスト意識の徹底と歳入の根幹となる税収をはじめとした財源の確保、新たな財源の創出を図る。

地方財政制度の見直しが議論されており、今後、地方自治体は自らの責任において自律的な財政運営をしていくことが必要となります。

限られた財源の中で魅力あるまちづくりを可能にするため、有効な資産の活用方法の検討を進めるほか、新たな財源の創出による自主財源の確保や市税などの収納率向上に向けた取組を進めます。

(2) 実施項目と取組の概要

①行政コストの削減

施設管理において経常的に掛かる光熱費の抑制など、組織としての取組を通じて職員個々のコスト意識を高めるとともに、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、事務事業について不断の見直しを行います。

②自主財源の確保

職員の知恵と工夫により、将来にわたって継続的かつ安定性の期待できる財源を模索するとともに、収納一元化など財源確保に向けた取組を進めます。

③定員適正化の確実な推進

施設の統廃合などによる行政運営の効率化を通じた人件費の削減を進めつつ、業務量に見合った適切な人員・人材の配置を進めます。

④適正な受益者負担の検証

負担の公平性、受益者負担の原則は、行政に対する信頼を確保するうえで重要な要素の一つであることから、公共施設使用料などについての適正な負担水準を検証します。

⑤市有財産の有効活用

統廃合によって未利用となっている施設などについて、従来の用途にとらわれない柔軟な発想と多角的な視点によってその有効な活用方法の検討に取り組みます。

推進項目2. 公共サービスの向上

(1) 目標

組織間の連携を活かしたサービスや市民の視点に立った利便性の高いサービスを提供し、公共サービスの質を向上させる。

少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化などにより、市民目線でのきめ細かな公共サービスの提供が求められています。

新庁舎建設を見据え、市民の生活に直結する各種サービスをより身近な場所で提供できるよう、窓口部門におけるサービスの在り方について見直しを進め、利便性の向上を図ります。

また、小さいコストで大きな成果を上げる「賢い自治体」を目指し、行政本来の業務の在り方の検証を進めるとともに、民間活力の導入など行政運営の効率化のための手法について検討します。

(2) 実施項目と取組の概要

①窓口手続き等に関する利便性の向上

多様化する価値観・ニーズに対応するため、新庁舎でのワンストップサービスの実現などにより、さまざまな世代の利便性の向上を図ります。

②職員の接遇能力の向上

行政に対する住民の満足度・信頼度の向上のためには、丁寧かつ分かりやすい「プロ」としての対応が不可欠であることから、研修やOJTによって接遇能力の向上に取り組みます。

③民間活力の積極的な導入

民間の持つ専門的な知識・ノウハウを活用するため、業務委託など民間活用手法について検討を進め、有効な施設利用や行政のスリム化に取り組みます。

推進項目3. 組織風土の改革

(1) 目標

人材育成と一体となった計画的な人事管理や職員の能力開発のための研修、他市との連携を通じて、地域主権に的確に対応できる強い組織作りを進めつつ、職員の意識改革や市民の皆さんの満足度向上を図る。

地域主権時代の到来により、全職員が行政改革の推進意識を共有し、市役所を従来の執行機関から独自政策の立案や国・県に政策提言を行う政策官庁に変革していくことが求められます。

市役所全体としての組織強化を図るため、職員の人材育成だけでなく、達成すべき目標の明確化と進行管理、市政の「見える化」など組織風土の改革に引き続き取り組み、職員の意識改革と市民の視点に立った施策遂行に努めます。

(2) 実施項目と取組の概要

①職員の意識改革と政策官庁への変革

職員の意識改革に向けた研修や業務改善につながる提案・実践を推進することで、市が主体的・自律的な判断によって地域の実情を踏まえた政策を行うための組織風土の醸成に取り組みます。

②人事評価システムを活用した人材育成

人材育成としての評価制度を構築し、目標管理等による職員の能力開発や努力が認められる適正な人事管理に取り組みます。

③透明性の高い行政運営

行政に対する信頼性向上のため、施策に関する説明責任を果たすことが求められていることから、ホームページを活用した公表など、行政運営の透明性向上に取り組みます。

④他市との連携による相互成長・発展

厳しい財政状況の下では、単独で実施する政策だけでなく、他市との連携によってそれぞれの地域特性を活かした取組を展開することが効果的であることから、県内外の自治体との連携を進めます。

第3章 実施項目（具体的取組内容）

【後期実施計画の体系】

推進項目		No.	実施項目	主管課	ページ
1	財政の健全化	1	行政コストの削減	保険年金課、企画財政課、総務課	10
		2	自主財源の確保	収納課、管財課	11
		3	定員適正化の確実な推進	総務課、子育て支援課	12
		4	適正な受益者負担の検証	企画財政課	13
		5	公共施設・市有財産の有効活用	総務課、管財課、地域振興課、健康づくり課、企画財政課	13
2	公共サービスの向上	6	窓口手続き等に関する利便性の向上	市民課、収納課、総務課	15
		7	職員の接遇能力の向上	総務課	16
		8	民間活力の積極的な導入	生活環境課、企画財政課	16
3	組織風土の改革	9	職員の意識改革と政策官庁への変革	企画財政課	18
		10	人事評価制度を活用した人材育成	総務課	19
		11	透明性の高い行政運営	企画財政課	19
		12	他市との連携による相互成長・発展	企画財政課	20

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

1. 「財政の健全化」に向けて

No.	実施項目
1	行政コストの削減

主管課	保険年金課
実施内容	
・ジェネリック医薬品の利用促進	
実施内容の概要	・広報誌・ホームページへの掲載、ポスターの掲示、ジェネリック医薬品希望カードの配布など広報啓発活動を充実させる。 ・ジェネリック医薬品のPRを記載した被保険者証ケースの作成配布やジェネリック医薬品を使用することによる差額の通知事業を実施し、医療費の縮減を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・高齢化の進展や医療技術の高度化などを背景に、医療費は年々増加しており、国保事業は大変厳しい財政状況にあることを踏まえ、健全な事業運営を進めていくため医療費の適正化を図る。

主管課	企画財政課
実施内容	
・事務事業(補助金・委託料)の見直し	
実施内容の概要	・事務事業に係る補助金、委託料について、予算編成時の事業精査、補助要綱の整備、サンセット方式などによる適正化を進める。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・行政の公益性や公平性の観点から有効性や課題点などを検討し、補助金や委託料の本来の目的と効果を検証する。

主管課	総務課
実施内容	
・通信回線の光回線化による料金の削減 (情報系統と電話系統の回線の一体化)	
実施内容の概要	・メールやインターネットなど情報系統の回線と電話系統の回線を一体化し、経費の削減を図るとともに、これらと系統の異なる回線(無線など)を整備し、通信回線を複数化する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・通信費用の削減とともに、災害など緊急時の対応に向けた通信経路の強化(通信回線の複数化)を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
2	自主財源の確保

主管課	収納課
実施内容	
・収納一元化の実現	
実施内容の概要	・市税4税(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)・2料(介護保険料、後期高齢者保険料)と公的使用料(保育料・下水道受益者負担金・公営住宅使用料等)の収納業務を一元化する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・複数の課で実施していた滞納整理業務を解消、滞納者を一元管理し効率的な徴収を行うことで、滞納額の圧縮、収入の確保を図る。 ・納付・相談窓口を一本化することで、利便性の向上と総合的な納付(納税)相談が可能になる。

主管課	管財課
実施内容	
・自動販売機設置への入札実施	
実施内容の概要	・庁舎をはじめ、市の関係公共施設に設置する自動販売機について、入札によって設置業者を決定する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・現在各施設で個別に設置している自動販売機について、一括もしくは、ある程度のまとまりをもった単位で入札にかけることで、現状以上の歳入の確保を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
3	定員適正化の確実な推進

主管課	総務課
実施内容	
・定員適正化計画の着実な実施	
実施内容の概要	・定員適正化計画に基づき計画的な職員の定員管理を行い、その結果について市民に公表する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・定員適正化計画を着実に実施することにより、事業実施に必要となる定員を確保するとともに効率的で効果的な行政運営を図る。

主管課	子育て支援課
実施内容	
・幼稚園、保育園の適正配置(幼保一体化)、民営化の推進	
実施内容の概要	・園児数が減少している状況や望ましい集団活動の視点、政府の幼保一体化の方向を取り入れながら、幼稚園・保育園の適正配置や幼保一体化を進め、幼児教育・保育の質の向上に取り組む。 ・多様な保育サービスにきめ細かく対応し、さらに保育事業を拡大していくために、民間活力の導入や公立保育園の民営化を進めていく。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・少子化による園児数の減少と特に幼稚園の小規模化、耐震補強や老朽化に対する施設整備、また、多様化する保護者ニーズなどへの対応が求められている現状を踏まえ、幼稚園・保育園の適正配置による合理化と多様な保育サービスを提供できる施設整備による幼児教育・保育の充実を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
4	適正な受益者負担の検証

主管課	企画財政課
実施内容	
・公共施設使用料等の検証	
実施内容の概要	・受益者負担の適正化を図るため、サービスの提供に必要な原価計算やコストの負担割合の検証を行う。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・公共サービスの提供における負担の公平性の確保を図るとともに、受益者負担の原則に基づき、市の財政負担のあり方を検討する。

No.	実施項目
5	公共施設・市有財産の有効活用

主管課	管財課
実施内容	
・市有財産(未利用)の売却、貸し付け	
実施内容の概要	・市有財産(不動産)のうち、売却可能な土地等については、売却に必要な条件整備を図る。 ・また、土地の貸し付け等による歳入の確保を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・市有財産(不動産)の売却・貸し付けによる自主財源の確保及び貸し付けすることで土地等を有効活用する。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

主管課	総務課、地域振興課、健康づくり課
実施内容	
・現庁舎の利活用	
実施内容の概要	・平成22年度末に策定した「新庁舎の建設に伴う現庁舎の利活用についての方針（案）」を踏まえ、円滑かつ効率的な推進を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・現庁舎の有効活用によって、低コストで新たな行政需要に対応する。 ・計画的な施設整備又は未利用財産として売却を促進することで、維持管理等に掛かる財政的な負担を軽減する。

主管課	企画財政課
実施内容	
・公共施設の統廃合、機能の見直しの検討	
実施内容の概要	・市の施設全般についてコストをかけずに合理的な運営・維持管理をしていくために取り組むべき課題の整理と解決を図るため、部門横断的な統廃合や機能の見直しの検討を行う。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・施設のあり方や必要性を検証し、市にとって最も望ましい施設の保有・維持管理を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

2. 「公共サービスの向上」に向けて

No.	実施項目
6	窓口手続き等に関する利便性の向上

主管課	総務課
実施内容	
・新庁舎でのワンストップサービスの実現	
実施内容の概要	新庁舎完成に伴い、窓口体制を各種証明書の発行業務を行う窓口と、時間を必要とする各種届出業務や相談業務を行う窓口の2種類に整理したうえで総合窓口として集約化し、フロアマネージャによる庁舎の案内、窓口への誘導、書類の記入支援を行う。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・窓口での手続き、移動に掛かる時間を短縮することによる市民サービスの利便性向上と、手続きの支援によって事務の煩雑さを軽減し、サービスの向上を図る。

主管課	収納課
実施内容	
・コンビニ収納の実施	
実施内容の概要	・市税4税(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)・2料(介護保険料、後期高齢者保険料)のコンビニ収納実現に向けて、H24年度は、納期が年1回の軽自動車税から実施し、軽自動車税のコンビニ納付利用率等の費用対効果を検証のうえ、他の早期導入を進める。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・収納方法の多様化による納税者の利便性の向上及び収納率の向上による自主財源の確保を図る。

主管課	市民課
実施内容	
・住民票等の交付取扱い郵便局の拡大	
実施内容の概要	・新庁舎完成後の地理的要件などを考えながら、住民票の写しなどの諸証明を取得できる郵便局の取扱い局の拡大を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・市民が市役所まで来なくとも、地元に着した郵便局で証明書の取得ができることになり、市民の利便性向上につながる。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
7	職員の接遇能力の向上

主管課	総務課
実施内容	
・接遇研修の実施	
実施内容の概要	・民間企業派遣研修や新潟県市町村総合事務組合での接遇研修への職員の派遣を通じてスキルの向上を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・接遇スキルを実践をもって習得し、特に民間企業の業務への従事によって、市役所外部の視点を取り入れ、幅広い見識を養う。

主管課	総務課
実施内容	
・窓口サービスアンケートの実施	
実施内容の概要	・窓口での手続き、サービス提供に関する市民満足度をアンケート調査する
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・市民課、保険年金課、税務課など窓口サービス・相談業務を行っている部署の来庁者満足度調査を実施し、接遇や応対での必要とされる点を把握し、改善につなげる。

No.	実施項目
8	民間活力の積極的な導入

主管課	生活環境課
実施内容	
・公共施設におけるESCO事業の導入	
実施内容の概要	・公共施設の省エネルギー化による経費の削減を図る。 (※ESCO事業では、契約事業者が公共施設の省エネ改修に係る総合的な管理運営を行い、改修に要する経費はすべてその改修による一定期間の経費削減分で償還され、市は初期投資なしで省エネ化を図ることができる)
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・民間事業者の専門的なノウハウを活かした省エネ化の推進による環境負荷の低減及び施設の維持管理費の削減を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

主管課	企画財政課
実施内容	
・指定管理者制度の導入	
実施内容の概要	・公の施設の管理形態を見直し、指定管理者制度が有効な施設について、可能な施設から積極的に制度を活用する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・公の施設の管理主体の範囲を民間事業者へ広げることで、市民サービスの質的向上と行政コスト縮減を図る。

主管課	企画財政課
実施内容	
・業務の民営化等の検討	
実施内容の概要	・委託化、民営化が可能な業務について洗い出しを行い、実施に向けて検討を進める。 ・学校給食センター(吉田・分水)を統合し、業務の民営化を図る。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・民間事業者の専門的知識やノウハウを活かした事務事業の効率化やサービスの質の向上を図り、あわせて施設の維持管理費の削減を図る。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

3.「組織風土の改革」に向けて

No.	実施項目
9	職員の意識改革と政策官庁への変革

主管課	企画財政課
実施内容	
・業務改善の提案、実践の推進	
実施内容の概要	・行政改革につながるテーマをあらかじめ設定し、各部・局ごとの改善提案・実践を促し、優れたものを全庁的に紹介する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・市役所全体の業務改善に向けて、情報を共有できる仕組みや身近な問題解決の積み重ねによって行政改革に向けた意識向上を図る。

主管課	企画財政課
実施内容	
・業務進捗管理の強化	
実施内容の概要	・部・局長が、当該年度に重点的に取り組む施策について、総合計画の達成指標に基づいた目標を設定し、公表する。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・公表することで市民に市政への理解を深めていただき、開かれた行政を目指す。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
10	人事評価制度を活用した人材育成

主管課	総務課
実施内容	
・人材育成に主眼をおいた人事評価制度の実施	
実施内容の概要	・人材育成を目的に、職場研修(OJT)や面談の手法を取り入れた人事評価制度を実施することにより職員の育成を行う。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・人材育成に主眼を置いた人事評価制度を構築することで、職員の自発的な取組を促し、組織全体の底上げを図る。

No.	実施項目
11	透明性の高い行政運営

主管課	企画財政課
実施内容	
・事務事業の見える化	
実施内容の概要	・各課が所掌する事務事業を分かりやすく整理し、ホームページ等で公表する(各課注目事業の公表)
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・市民に市政に対する興味・理解を深めてもらうとともに、組織内部での見える化を図り、情報を共有する。 ・行政運営の透明性、説明責任を果たすことについて、職員の意識を高める。

第3章 実施項目（具体的な取組内容）

No.	実施項目
12	他市との連携による相互成長・発展

主管課	企画財政課
実施内容	
・県内外の自治体との連携	
実施内容の概要	・各自治体の農産物、特産品を通じた交流や防災に関する連携をはじめとした各行政部門の連携体制を構築し、相互の成長・発展を目指す。
実施項目の目的(ねらい)・必要性	・他の地方公共団体と連携して、時には切磋琢磨によって事務事業を進行することで、組織の活性化や行政運営の効率化を図る。

第4章 行政改革実施による10年後の財政見通し

1. 行政改革によって目指すべき財政のシミュレーション

第1章5(2)の策定と合わせて策定します。

第5章 計画の推進にあたって

1. 庁内推進組織

全庁をあげて行政改革に取り組むため、市長・副市長以下各部・局長で構成する推進組織として「燕市行政改革推進本部」を設置しています。市長を本部長とし、職員が一丸となって行政改革を推進します。

また、引き続き各課等に1名ずつ「庁内行政改革推進員」を設置し、職員の改革意識の醸成・浸透及び庁内横断的な取組の推進による行政改革推進体制の確立を図ります。

2. 市民等の意見の反映

本市の行政改革全般に関して行政外部の視点から審議し、意見・提言をいただくため、学識経験者、識見を有する者及び公募市民で構成する「燕市行政改革推進委員会」を設置しています。

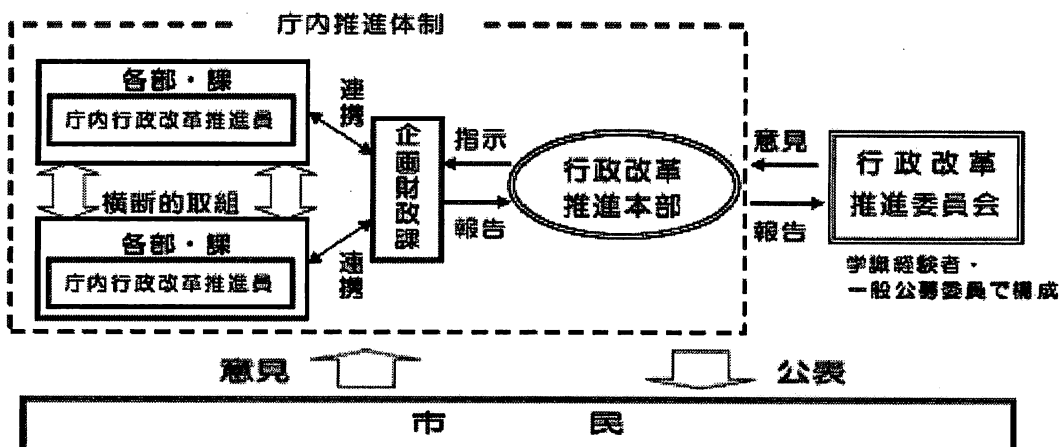
行政改革の実施状況については、委員会に定期的に報告し、委員会からの意見を活かして更なる行政改革の推進に努めます。

また、その状況を随時公表し、市の説明責任を果たすとともに、市民の皆さんの声を行政改革に役立てていきます。

3. 計画の進捗管理

各実施項目について達成目標を設定し、実施担当課において評価を行うとともに、その達成状況などについて委員会の意見をいただき、行政改革の取組に活かしていきます。

行政改革の推進体制



■資料編

■用語解説

【あ】

用語	解説	ページ
公の施設	公の施設とは、普通地方公共団体が、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設をいいます。具体的な例としては、市立の学校、公民館、体育館などがあげられます。	

【か】

用語	解説	ページ
起債残高（地方債残高）	地方公共団体が建設事業などの財源を調達するために、政府資金あるいは銀行などから必要な資金を国の同意を得て借り入れる長期的借入金の現在高をいいます。	
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみる指標です。この比率が高くなるほど、財政の硬直化が高まっているとされます。	
公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいいます。	

【さ】

用語	解説	ページ
財政力指数	地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表しています。この数値が高いほど財政力が強いことになり、単年度の指数が1を超える場合、当該年度は普通交付税の不交付団体となります。	
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整し、後年度の財政負担に備えるために設置された基金をいう。	
サンセット方式	事務事業などの終期をあらかじめ設定し、終了時点で原則として廃止するという手法。	
実質公債費比率	地方税や普通交付税などのように用途が特定されておらず、毎年度、経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合です。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、県の許可が必要になります。	
指定管理者制度	指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理運営を行わせる制度で、指定の対象には民間事業者等が幅広く含まれます。この制度は、平成15年9月施行の地方自治法第244条の2の改正により導入されたもので、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、行政サービスの向上と経費の削減を図ることが可能となりました。	

【た】

用語	解説	ページ
第三セクター	第三セクターとは、民間セクター・公共セクターにつぐ第三のセクターで、国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する事業体のことをいいます。	

【な】

用語	解説	ページ

【は】

用語	解説	ページ
パブリックコメント	市の重要な施策等の意思決定の過程において、当該施策等の案を公表し、市民からの意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きを言います。	
普通会計決算	地方公共団体間の比較が可能となるように地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分で、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合算したものです。	

【ま】

用語	解説	ページ
窓口のワンストップ化	各種の行政手続などを1箇所の窓口で提供すること。申請・届出などの手続きに際し、複数箇所または複数回にわたって行政機関を訪れることが必要なものについて、その箇所または回数の減少を進め、究極的には1箇所または1回で、関連する各種の行政サービスを提供することにより、市民の手続きに係る負担の軽減、利便性の向上を図ることを目的としています。	

【や】

用語	解説	ページ
遊休資産	使用目的があつて取得したものの、何らかの理由で有効に活用されていない資産を指します。	
幼保一元化	幼稚園と保育園は、運営基準や職員の資格（幼稚園は幼稚園教諭、保育園は保育士）も異なり、幼稚園の管轄は文部科学省で保育園の管轄は厚生労働省となっています。幼保一元化とは、幼稚園と保育園の施設や運営、幼児教育と幼児保育を一元化することで効率的な運営とサービス内容の充実を図るための政策です。	

【ら】

用語	解説	ページ

【わ】

用語	解説	ページ
ワークショップ	参加者が自発的に参加・体験し、お互いに学習しながら結論を導き出す手法の一種です。	

【N】

NPO	非営利団体(Non Profit Organization)の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称です。	
-----	---	--

【O】

OJT	On the job trainingの略で、日常的な業務において上司が部下に対してする助言や指導を通じて、能力向上や育成を図ることを指します。	
-----	--	--

【P】

PFI	Private Finance Initiativeの略で、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設の建設、維持管理、運営等を行う手法をいいます。	
-----	--	--